

第2次清須市教育大綱の一部改訂及び 第3次清須市教育大綱に向けた方針について

1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされている。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 第2次清須市教育大綱

現行の本市教育大綱である「第2次清須市教育大綱」は、令和3年3月に策定されたものであり、期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間である。

「第2次清須市教育大綱」は、教育を取り巻く新たな環境の変化に対応するとともに、平成29年3月に策定した「清須市教育大綱」の理念を継承し、これからの清須市の未来を支える人づくりとなる教育行政の基本方針として、位置づけられている。

3 第2次清須市教育大綱の一部改訂の必要性

令和6年9月に策定する『清須市教育（児童生徒）支援「きよすふれあいプラン」』（以下「プラン」という。）を本市の総合的な施策である大綱に位置づけるため改訂を行う。

改訂を行うにあたっては、法第1条の3第2項により、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされている。

4 第2次清須市教育大綱の内容について

前述のとおり、現教育大綱は、平成29年に策定した大綱の理念を継承し、清須市の未来を支える人づくりとなる教育行政として、3つの理念を掲げている。

生きる力を育む義務教育の充実	きめ細やかな学習指導の充実
	学校・家庭・地域の連携強化
	いじめ問題への対策
	学校給食の充実
	学校施設の整備の推進
	防災教育の推進
信頼される幼児教育の推進	幼児教育の充実
	子育て支援の充実
	幼稚園施設の整備
生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実	生涯学習環境の充実
	スポーツの振興
	文化芸術活動への支援と伝統文化の継承

一部改訂は、長期欠席者に対する内容であるため、児童生徒の諸問題として同類となる「いじめ問題への対策」の前に追加することとする。

5 教育大綱への記載内容について

(1) 教育大綱に係る改訂案（表題案）

③長期欠席児童生徒への支援

(2) 教育大綱に係る改訂案（文章案）

「きよすふれあいプラン」に基づき、児童生徒への支援として「児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指す」ことを目標に、教育委員会、学校、家庭、関係諸機関等が互いに連携し合い取り組みます。

※ 上記を含めた改訂案 → 別冊「第2次清須市教育大綱改訂案」を参照

6 第3次清須市教育大綱策定に向けた方針

第2次清須市教育大綱は、令和6年度に終期を迎えるため、第3次清須市教育大綱を策定する必要がある。教育大綱は、市長と教育委員会の一層の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するため、策定期間が同様となる「清須市第3次総合計画」と整合を図りながら策定する必要がある。そこで、「清須市第3次総合計画」及び国が示す「第4期教育振興基本計画」を参酌し、第3次教育大綱の基本方針を検討する。

(1) 清須市第3次総合計画の基本理念（案）

安心	災害や犯罪から生命・財産を守り、「安心」して暮らせるまちを目指します
快適	自然と共生しながら、都市機能をさらに高め、「快適」にくらせるまちを目指します
魅力	歴史や文化、地域の特性を生かした「魅力」にあふれるまちを目指します
はぐくみ	次世代を担う人材や、人や地域のつながりを「はぐくみ」、育てるまちを目指します ○ 家庭や子どもを持ちたいと願う若い世代が安心して出産・子育てができるよう、 <u>未来を担う子どもたちを地域全体で「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。</u> ○ <u>学びや文化・芸術活動、スポーツ活動に関わる場の充実を図り、市民が生涯にわたり、豊かな心身と自分らしさを「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。</u> ○ 世代や地域、官民の枠を超えて、幅広い層の市民・企業との交流やつながりを大切に、 <u>市に関わる人々のまちに対する誇りと愛着を「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。</u>

(2) 第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）で掲げる基本施策（抜粋）

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○学校施設の整備 ○学校安全の推進
- 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○特別支援教育の推進
- 主観的ウェルビーイングの向上 ○道德教育の推進 ○いじめ等への対応、人権教育の推進
- 生命（いのち）の安全教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○教育相談体制の整備
- 生涯を通じた文化芸術活動の推進 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実 ○文化芸術による子供の豊かな心の育成 ○伝統や文化等に関する教育の推進
- 運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実
- スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興 ○スポーツ・文化芸術団体との連携

(3) 第3次清須市教育大綱の基本理念（案）



学校教育の充実
意欲をもって学習に取り組む教育を充実させるとともに、教育環境を整備し、自己の可能性を伸ばす力をはぐくむ
豊かな心の育成
子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力をはぐくむ
生涯学習の振興
文化・芸術活動に関わる場の充実を図り、市民が生涯にわたり豊かな心身と自分らしさを築けるようをはぐくむ
歴史・文化・芸術の振興
まちの伝統・文化を学ぶことにより、ふるさとに対する誇りと愛着をはぐくむ
生涯スポーツの振興
スポーツに関わる場の充実を図り、市民が生涯にわたり豊かな心身と自分らしさを築けるようをはぐくむ